附則様式第５（附則第５条関係）（平７通産令57・平８通産令64・平８通産令79・平９通産令68・令元経産令１・一部改正）

【書類名】　実用新案登録願

【整理番号】

【特記事項】　平成５年改正法附則第５条第５項の規定による実用新案登録出願

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【原出願の表示】

　【出願番号】

　【出願日又は手続補正書提出日】

（【国際特許分類】）

【考案の名称】

【請求項の数】

【考案者】

　【住所又は居所】

　【氏名】

【実用新案登録出願人】

　【識別番号】

　【郵便番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

　（【国籍】）

【代理人】

　【識別番号】

　【郵便番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【納付年分】　　第１年分から第　　年分

（【手数料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【納付金額】）

【提出物件の目録】

　【物件名】　明細書　　1

　【物件名】　図面　　1

　【物件名】　要約書　　1

〔備考〕

１　「【原出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「平成何年特許願第何号」又は「平成何年意匠登録願第何号」、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日」のようにもとの特許出願又は意匠登録出願の番号及び年月日を記録する。ただし、もとの特許出願の番号が通知されていないときは、「【出願日又は手続補正書提出日】」には「平成何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を

記録し、「【出願日又は手続補正書提出日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の願書に記録した整理番号を記録し、もとの意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記録する。

2　「(【手数料の表示】)」の欄は、特例法施行規則第40条第２項の規定により見込額からの納付の申出を行うときに限り、「(【予納台帳番号】)」には予納台帳の番号を、「(【納付金額】)」には見込額から納付に充てる出願手数料と登録料の合算額を記録する。実用新案法第31条第３項ただし書及び第54条第４項ただし書の規定により、現金により出願手数料及び登録料を納付した場合において、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときに限り、「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、歳入関係事務特例省令別紙第２号の２書式に定める納付書番号を記録する。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばず、出願手数料及び登録料は一の納付書を使用して納付しなければならない。

3　特例法施行規則第12条の規定により、実用新案法第11条第１項において準用する特許法第30条第４項に規定する同条第１項又は第３項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出に代えて発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記録するときは、「【特記事項】」の欄の「平成５年改正法附則第５条第５項の規定による実用新案登録出願」の記録の次に行を改めて、「実用新案法第11条第１項において準用する特許法第30条第１項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」又は「実用新案法第11条第１項において準用する特許法第30条第３項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」と記録する。

4　特例法施行規則第12条の規定により、実用新案法第11条第１項において準用する特許法第43条第１項に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記録する。最初の出願若しくはパリ条約第４条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。また、２以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【パリ条約による優先権等の主張】
　【国名】
　【出願日】
　【出願番号】
【パリ条約による優先権等の主張】
　【国名】

【出願日】
【出願番号】

5　特例法施行規則第12条の規定により、実用新案法第８条第４項に規定する書面の提出に代えて同条第１項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」（備考４に該当する場合にあっては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあっては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあっては、国際出願番号）及び年月日を記録する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記録する。また、２以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【先の出願に基づく優先権主張】
【出願番号】
【出願日】
【先の出願に基づく優先権主張】
【出願番号】
【出願日】

6　実用新案法施行規則第23条第４項において準用する特許法施行規則第31条第３項又は第４項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記録する。また、２以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【物件名】
【援用の表示】
【物件名】
【援用の表示】

7　特例法施行規則第６条第１項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、２以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【包括委任状番号】
【包括委任状番号】

8　実用新案法施行規則第23条第１項において準用する特許法施行規則第10条の２の規定により証明書の提出を省略すると

きは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて当該証明書の書類名を記録し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を、同条第２項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記録する。

9　代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【郵便番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記録する。また、「【選任した代理人】」の欄に記録すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【選任した代理人】
　【識別番号】
　【郵便番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【選任した代理人】
　【識別番号】
　【郵便番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

10　その他は、様式第４の備考と同様とする。